

法人 諸君

十一月某日

一金貳百也

堂石、攝張、際治、お森西氏先宛出、法費トシニ  
松葉氏ヲ網島 氏ニ渡す。

一、從者算代 受取ニ就テハ小生ハ関係セズ

一、十一月解庸者職業紹介ノ年當トシテ古河合  
名會社ヨリ受取リタル五千圓ノ件ニ付テハ二  
月四日出、概後同ケリ

一、十一月の五千圓の計算書は松葉氏の命に

財源 協 同 會